

公の施設目標管理型評価書【音楽文化会館】

施設名	新潟市音楽文化会館				
管理者名	(公財)新潟市芸術文化振興財団	指定期間	令和6年4月1日	～	令和11年3月31日
担当課	新潟市文化スポーツ部文化政策課				
所在地	新潟市中央区一番堀通町3番地2				
根拠法令	-				
設置条例	新潟市音楽文化会館条例				
施設概要	設置: 昭和52年11月 施設規模: 鉄骨鉄筋コンクリート造、延床面積6,462.3㎡ 施設内容: ホール(525人+車椅子5人) 練習室(13室) 料金区分: 午前、午後、夜間、全日の区分で場所ごとに料金を設定している。				

施設設置目的
音楽、舞踊、演劇等の芸術文化活動の普及振興を図り、明るく豊かな市民生活の形成に資する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
1 理念 新たな音楽愛好者を育てていくことを通じて、日常生活の中に音楽が息づく心豊かなまちづくりを行う 2 期待される機能 【本質的な機能】 ・舞台芸術の振興 ・芸術文化活動の普及振興 【発展的機能】 ・都市の魅力の向上 ・良好な都市イメージを発信することによる、交流人口の拡大、経済波及効果の増大など 3 基本方針 ① 市民の文化活動への支援 ② 文化を支える人材の育成 ③ 地域に根ざした文化の創造

視点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市民	利用者数の達成	年間利用者数 100,000人以上			
	稼働率の達成	ホール稼働率 70.0%以上			
	貸館利用者(主催者)満足度	貸館利用者の満足度調査で、90%以上			
	貸館利用者(主催者、公演鑑賞者等)に対するサービスの提供及びホスピタリティ等に関する取り組み	専門性の高い職員による安全で高度なサービスを提供し、アンケート等に基づいた細やかなサービスの提供等により館内ホスピタリティ等を充実させる			
		意見箱、アンケート、対面での聞き取りを組み合わせた利用者の意見聴取を実施する			
苦情・要望に対する対応	回答が必要な場合、2週間以内に連絡を入れる(回答が遅れる旨の連絡でも可)				
財務	市の歳入の増加	使用料収入 29,383千円以上			
	安全安心の確保	非常連絡網の作成等による危機管理体制の整備			
	日常連絡の適切さ	月次報告書を翌月10日までに提出			
	事業計画・事業報告の適切さ	事業報告書を翌年度4月30日までに提出			

	運営方針、事業目標	以下の取組をしているか。 ・設置目的、基本的使命等を踏まえた運営方針がある。 ・運営方針をホームページ等で市民に公開している。 ・運営方針に基づく事業目標に関する自己評価を行っている。			
	運営方針を実現するための経営戦略の有無	下記の取組をしているか。 ・内部で定期的に各業務を検証する会議を実施している ・所有者である市と定期的に共有・意見交換の機会を設けている ・利用促進にかかる取組を実施している ・業務改善、経営の効率化に取り組んでいる			
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	コンプライアンス及びハラスメント対策の実施 守秘義務違反に該当する問題がないこと			
人 材	専門性の高い人材の配置	施設設備管理運営上必要な専門的知識、技能、経験、資格等を備えた人材を配置しているか(建築物環境衛生管理技術者、防火管理者等)			
	職員の育成	館内研修を年2回以上実施			
		館外の研究会や研修会などに参加			
	労働基準の充足	労働基準違反に該当する問題がないこと			

※ 大規模改修の影響を受ける年度については、市と指定管理者で協議のうえ、達成水準を変更する。

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている(複数の指標の場合、全てを達成し、かつその達成度・内容が優れている)
 B: 要求水準(評価指標)が達成されている(複数の指標の場合、全てが達成されている)
 C: 要求水準(評価指標)が達成されていない(複数の指標の場合、全ては達成されていない)
 (評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所管課による総合評価(所見)